

「景観条例(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 1 人
- 2 意見等の件数 1 件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0 件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

	意見等の概要	市の考え方等
<p>1</p> <p>市民参加の景観形成 第6章</p>	<p>「景観まちづくりの提案」について</p> <p>条例素案の「第6章 市民参加の景観形成」に、「第63条 景観まちづくり協議会の認定」及び「第64条 景観まちづくり提案」が規定され、この協議会は景観まちづくり提案を策定して市長に提出することができることと規定されているが、この協議会以外の市民、事業者等の景観まちづくりについて意見提案を定める条項が見当たらない。</p> <p>第4条第2項(市の責務)では、市民、事業者、市外所有者の意見が反映されるよう努めなければならない。第5条(市民の責務)では、市民は、自ら都市景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならないとあり、前条と相まって協働の原則を規定するものであり、更に、第14条(知識の普及等)では、市長は、都市景観の形成について知識の普及をし、市民の意識高揚を図る必要措置を講ずることを規定しており、これらの関係条項に定める趣旨内容に照らして、市民、事業者等が景観まちづくりの意見提案をすることができる規定があること然るべきと考える。</p> <p>現行7団体のみ協議会に限定した提案規定にせず、ぜひとも広く、市民、事業者等が意見、提案をすることを推奨する規定をしていただきたい。</p>	<p>条例第63条及び第64条は、市民が景観の形成により住みよいまちづくりを協働で進めるために協議会を結成し、その活動の一環として「景観まちづくり提案」ができることを規定したもので、その協議会によらなければ市民や事業者等が「景観まちづくり提案」をすることが出来ないというものではありません。</p> <p>これまで、市民や事業者の方からも、市長への手紙やメール、そして直接窓口に来られるなど幅広く多くのご意見・ご提案をいただきました。</p> <p>今後も、「景観まちづくり協議会」からの提案のみならず、市民や事業者等からの多くのご意見・ご提案をいただき、市の責務や市民・事業者等の責務のもと、良好な景観の形成に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今回の条例改正は、新たな条例において「景観まちづくり協議会」の規定を盛り込んでおりますが、これは旧条例においてまちづくり提案ができる組織として規定されていた「まちづくり景観協議会」を引き継ぐものであり、景観法に規定する「景観協議会」と名称が紛らわしいため名称を変更するものであります。</p>